

○宇土市公共事業の再評価に関する条例

平成17年7月4日

条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、国、地方を通じて厳しい財政環境の中にあつて、市民生活の向上を図るうえで重要な役割を果たしている公共事業の一層の効率化、重点化を図るとともに、その実施過程の透明性の向上を図るため、既に実施されている事業の再評価（以下「再評価」という。）を行うことを目的とする。

(対象事業)

第2条 再評価の対象となる事業（以下「再評価対象事業」という。）は、農林水産省及び国土交通省が所管する公共事業で宇土市（以下「市」という。）が事業主体となって実施する事業及びそれらの事業に類する市単独事業のうち、次に掲げるものとする。ただし、国庫補助事業について、国において当該事業を所管する省庁から別に再評価の対象要件が示された場合は、当該要件に従って再評価を実施するものとする。

- (1) 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- (2) 事業採択後10年間を経過した時点で、一部供用されている事業を含め、継続中の事業
- (3) 事業採択前の準備・計画段階で5年間が経過している事業

(実施時期)

第3条 再評価の実施時期は、次に掲げるとおりとする。ただし、国庫補助事業について、国において当該事業を所管する省庁から別に再評価の実施時期を示された場合は、当該時期に再評価を実施するものとする。

- (1) 前条第1号に該当する事業 事業採択後5年目の年度内
- (2) 前条第2号に該当する事業 事業採択後10年目の年度内
- (3) 前条第3号に該当する事業 調査費等の予算化から5年目の年度内
- (4) 再評価を実施した事業に係る再度の評価 再評価実施後5年目の年度内

2 社会経済情勢等の急激な変化により、再評価を実施する必要があると市長が判断した場合には、経過期間にかかわらず随時再評価を実施するものとする。

(再評価の実施)

第4条 市長は、次に掲げる再評価の基本的な視点を踏まえ、再評価を行う際の指標等を各事業ごとに定めた上で、再評価を実施するものとする。

- (1) 事業の進捗状況
- (2) 事業をめぐる社会経済情勢等の変化
- (3) 費用対効果分析の要因の変化
- (4) コストの縮減や代替案立案等の可能性

(宇土市公共事業再評価委員会の設置)

第5条 再評価の実施に関して、市民の代表者及び学識経験者等の意見を求めるため、宇土市公共事業再評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(対応方針の決定及び公表)

第6条 市長は、再評価対象事業について委員会から意見の報告があったときは、これを尊重し、対応方針を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により対応方針を決定したときは、次に掲げる事項について、速やかに公表するものとする。

(1) 再評価対象事業の名称及び内容

(2) 委員会の意見

(3) 市の対応方針

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年条例第6号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略